

旭医薬第669号
令和4年2月4日

指定介護サービス等事業者 様
介護保険施設開設者 様

旭川市長 今津寛介
(保健所医務薬務課担当)

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について

介護職員処遇改善支援補助金につきましては、介護サービス事業者等が令和4年2月から賃金改善を実施し、その旨を都道府県知事に報告することとなっておりますが、北海道における賃金改善開始の報告に係る取扱を下記のとおり定めた旨の通知がありましたので、当該補助金の交付を希望する場合は、下記により賃金改善を開始した旨を報告して下さい。

1 報告内容

介護職員処遇改善補助金に係る賃金改善の開始について、以下の事項を報告してください。

(1) 対象サービス事業所であることの申し出

令和4年2月サービス提供分について、介護報酬における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)または(Ⅲ)の届出を行っていること。

(2) 賃金改善の開始に係る報告

以下のいずれかに該当すること。

①令和4年2月から、賃金改善を開始した。

②令和4年3月から、賃金改善を開始した。(同年3月に同年2月の賃金改善分も支給)

(3) 補助金を取得する施設・事業所(北海道内に所在する施設・事業所に限る。)の介護保険事業所番号、指定権者名、所在地(市町村名)、事業所名、サービス名を別紙様式「介護職員処遇改善支援補助金賃金改善開始事業所等一覧表」に記載すること。

2 報告期限

令和4年2月28日(月)まで

※令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年3月末までの報告とすること。

3 報告方法

北海道電子自治体共同システム(電子申請サービス)により報告してください。

(1) 下記アドレスにアクセスしてください。

<https://www.harpp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=PDq2TSNZ>

(2) システム画面で必要事項を入力し、別紙様式「介護職員処遇改善支援補助金賃金改善

開始事業所等一覧表」(Excel)をアップロードしてください。

- (3) システムへの登録後、受付完了メールが送信されます。お問い合わせの際に受付完了メールに記載されている受付番号が必要となる場合がありますので、当該メールにつきましては、保管しておいてください。
- (4) 報告内容を訂正したい場合は下記担当へ連絡し、受付完了メールに記載されている受付番号をお伝えください。(システムから再登録しないでください。)

【連絡先】

担 当：北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護人材係

電 話：011-204-5272

メール：hofuku.kouhuku2@pref.hokkaido.lg.jp

4 添付書類

- (1) 介護職員処遇改善支援補助金賃金改善開始事業所等一覧表 (別紙様式)
- (2) (参考)「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A (令和4年1月31日)」(介護保険最新情報 vol.1031)

5 その他

- (1) 当該補助金に係る計画書等の提出については、後日、北海道から通知されます。
- (2) 北海道電子自治体共同システムのアドレス及び別紙様式(介護職員処遇改善支援補助金賃金改善開始事業所等一覧表)につきましては、下記ホームページにも掲載しております。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/98430.html>

- (3) 介護職員処遇改善支援補助金に関する問合せは、厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター(03-6812-7835)、又は北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課(011-204-5272)にお願い致します。
※旭川市にお問い合わせいただいても、回答及び対応はできません。

(担当)

旭川市保健所医務業務課

電話 0166-25-9815

(補助金に関するお問い合わせ先)

厚生労働省老健局

介護職員処遇改善支援補助金

コールセンター

電話 03-6812-7835

北海道保健福祉部高齢者支援局

高齢者保健福祉課

電話 011-204-5272